



# ご存じですか。国民年金



国民年金は、老後や万一のときの生活保障として、すべての国民に共通の基礎年金を支給する制度です。

**国民年金に加入する人**  
日本に住む20歳から60歳までのすべての方  
第1号被保険者  
自営業、農林漁業従事者、フリーター、学生、家事手伝い、無職の人など  
第2号被保険者  
会社員、公務員  
第3号被保険者  
第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満の方）

## 国民年金保険料額が変更になります

現在の保険料月額1万3千580円が平成18年度から1万3千860円と、280円引き上げられます。  
国民年金保険料は平成29年度まで、毎年280円引き上げられる予定です。ただし引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変わります。

が、引き続き希望される場合も申請が必要です。  
**届け出に必要なもの**  
・国民年金手帳  
・学生であることを証明するもの（在学証明書・学生証）  
・代理人の場合は印鑑  
平成18年度分の申請の受け付けは4月3日(月)から行います。

## 保険料の免除制度

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。  
**全額免除** 保険料の全額が免除されますが、全額免除された期間は、保険料を全額納付したときと比べ、年金額が3分の1として計算されます。  
**半額免除** 保険料の半額が免除され、残りの半額を納付します。半額免除された期間は、保険料を全額納付したときと比べ、年金額が3分の2として計算されます。  
申請は、申請者、申請者の配偶者および世帯主の所得が基準の範囲内である必要があ

## 口座振替割引制度

保険料の前納は  
**口座振替でお得に**

国民年金保険料を現金で毎月納付するよりも、現金で1年分を前納すると割引があるため、お得になります。さらに口座振替で前納すると現金での前納よりお得になりますので、ぜひご利用ください。

### 【現金で毎月納付の場合】

1年分 16万6千320円  
（1万3千860円×12カ月分）  
**【現金で1年分を前納】**  
1年分 16万3千370円  
（2千950円のお得）

### 【口座振替で1年分を前納】

1年分 16万2千830円  
（3千490円のお得）  
（左ページ図1を参照）  
1年分を前納するのは少しという方には、6カ月分の前納もできます。こちらも割引がありますので、ご利用ください。

## 若年者納付猶予制度

20歳代の方は世帯主の所得を除き、本人と配偶者の所得が一定基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。  
納付猶予期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。  
詳しくは、お問い合わせください。

## 問い合わせ

恵那市役所市民課 年金係 262111  
（内線147・148）  
南部5振興事務所 市民課  
多治見社会保険事務所 国民年金係 0572220255

図1 口座振替による前納

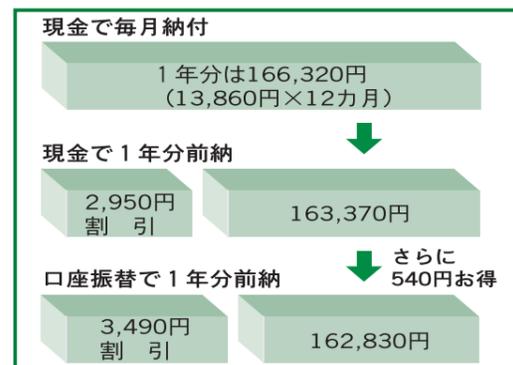
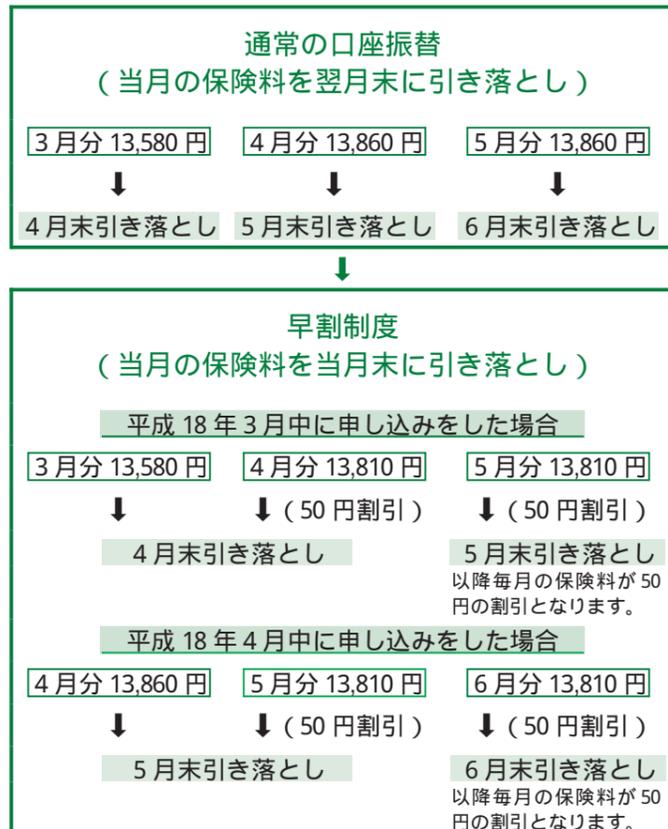


図2 口座振替の早割制度



**割引額** 現金=680円  
口座振替=940円  
口座振替での前納は、毎年3月31日までに社会保険事務所での登録が完了している必要がありますので3月中旬までにお申し込みください。すでに口座振替で前納されている方は、届け出の必要はありません。  
月々の口座振替は  
**お得な早割制度**

## 免除・猶予制度

### 学生納付特例制度

学生の多くは、収入がないなどの理由で保険料を納めることが難しいため、申請により保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることのできる制度です。対象は大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定基準以下の方です。  
承認期間は4月から翌年の3月までで、平成17年度に学生納付特例の承認を受けた方

事務所での登録が完了している必要があります。  
すでに口座振替により納付している方も、申し込みが必要で  
ただし、保険料の半額免除の承認を受けている方は、通常の口座振替となりますので、ご了承ください。  
前納、早割の申し込み用紙を郵送される場合は、3月中旬までに社会保険事務所へ届くようにお願いします。